



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

- *8 停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 2
- *9 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 3

○ 告示

- 1311 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 3
- 1312 " (") 3
- 1313 " (") 4
- 1314 " (") 4
- 1315 " (") 4
- 1316 " (") 5
- 1317 " (") 5
- 1318 " (") 5
- 1319 " (") 6
- 1320 " (") 6
- 1321 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 7
- 1322 生活保護法による指定医療機関の変更 (") 7
- 1323 生活保護法による介護機関の指定 (") 7
- 1324 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 7
- 1325 指定自立支援医療機関の指定 (") 8
- 1326 " (") 8
- 1327 貸金業の登録の取消し (商工観光労働総務課) 8
- 1328 道路の区域変更 (道路保全課) 8
- 1329 道路の供用開始 (") 9
- 1330 道路の区域変更 (") 9
- 1331 道路の供用開始 (") 10
- 1332 道路の区域変更 (") 10
- 1333 道路の供用開始 (") 10
- 1334 かつらぎ都市計画道路事業の事業計画の認可 (道路建設課) 11
- 1335 道路の位置の指定 (都市政策課) 11

○ 選挙管理委員会告示

- 99 政治団体の届出事項の異動の届出 11
- 100 政治団体の解散の届出 12
- 101 政治団体の収支報告書の要旨 12
- 102 政治団体の設立の届出 12
- 103 資金管理団体の届出 13
- 104 参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支

報告書の要旨 13

○ 公告

争議行為を行う旨の通知 (労働政策課) 14

〃 () 14

○ 監査公表

監査公表第23号 14

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年11月1日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「として民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人」を「とする一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等その他の者」に改める。

第4条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第5条中「基づいで」を「基づいて」に改める。

第6条中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、主たる処分の事由に照らして飲酒運転又は速度の危険性について指導する必要があると認められる者を対象とする場合にあっては、別表第2のとおりとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

講習科目	講習時間		
	短期講習	中期講習	長期講習
道路交通の現状、交通事故の実態、運転者の社会的立場及び安全運転の心構え	30分	60分	60分
安全運転の基礎知識及び道路交通法令の知識及び安全運転の方法	20分	30分	30分
事件事例研究に基づく安全運転の方法	60分	60分	120分
講習対象者別に必要な安全運転の知識	90分	120分	120分
筆記及び運転適性検査器材の使用による運転適性についての診断と指導	40分	120分	120分
自動車等を運転させて行う運転適性についての診断と指導	60分	120分	150分
面接指導	30分	60分	90分
考査	30分	30分	30分
講習時間合計	360分	600分	720分

備考 上記の講習科目の間等において適当な休憩時間を設けること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第9号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年11月1日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県田辺警察署の部田辺駅前交番（田辺市湊）の項中「高雄三丁目」の次に「東陽」を加える。

附 則

この規則は、平成25年11月5日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1311号

和歌山県田辺市伏菟野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市伏菟野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市伏菟野の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年10月23日

和歌山県告示第1312号

和歌山県田辺市本宮町湯峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町湯峯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町湯峯の一部地区
- 5 認証年月日

平成25年10月23日

和歌山県告示第1313号

和歌山県田辺市本宮町久保野・下湯川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町久保野・下湯川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町久保野・下湯川の各一部地区
- 5 認証年月日
平成25年10月23日

和歌山県告示第1314号

和歌山県田辺市本宮町大居の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町大居の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町大居の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年10月23日

和歌山県告示第1315号

和歌山県田辺市和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月15日まで

- 3 成果の名称
和歌山県田辺市和田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市和田の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年10月23日

和歌山県告示第1316号

和歌山県田辺市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市熊野の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年10月23日

和歌山県告示第1317号

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年10月23日

和歌山県告示第1318号

和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年10月23日

和歌山県告示第1319号

和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年10月23日

和歌山県告示第1320号

和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年10月23日

和歌山県告示第1321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
那 薬 31-10	向日葵薬局	紀の川市桃山町調月586-1	平成 23.12.31

和歌山県告示第1322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年月日
	旧	新		
伊 薬 22-13	かつらぎ薬局	フロンティア薬局かつらぎ店	伊都郡かつらぎ町妙寺184-5	平成 25.10.1

和歌山県告示第1323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
仲井間憲要	岩出市金池389-1	仲井間外科・整形外科クリニック	岩出市金池389-1	訪問看護・介護予防訪問看護・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 25.10.1

和歌山県告示第1324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800137	訪問介護サービスたんぼぼ	紀の川市名手西野27-2	居宅介護・重度訪問介護	有限会社ダンドリオン	紀の川市名手西野27-2	平成25.10.31

和歌山県告示第1325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ポブラ調剤薬局	西牟婁郡上富田町岩田1903-7	前田隆司	平成25.11.1

和歌山県告示第1326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社プライマリーネット	大阪府阪南市箱作3515-7	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション	平成25.11.1

和歌山県告示第1327号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 商号又は名称 大畑商事
- 氏名 大畑耕一
- 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山県新宮市熊野地1丁目2番23号
- 登録番号 和歌山県知事（10）第00113号
- 登録年月日 平成22年12月12日
- 行政処分の年月日 平成25年10月23日
- 行政処分の内容 登録の取消し
- 行政処分の理由 貸金業法第24条の6の5第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第1328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字久野原字砂子602番2地先から同町大字久野原字砂子584番1地先まで	旧	6.46 } 7.24	96.20	
同上	新	6.46 } 7.24	96.20	
同上	新	5.20 } 7.24	100.00	

和歌山県告示第1329号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字久野原字砂子602番2地先から同町大字久野原字砂子584番1地先まで

供用開始の期日 平成25年11月1日

和歌山県告示第1330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

有田郡湯浅町大字栖原字苜萩1468番6地先から同町大字栖原字苜萩1468番6地先まで	旧	7.70 } 21.60	82.00	
同上	新	32.90 } 65.50	77.00	

和歌山県告示第1331号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 有田湯浅線

供用開始の区間 有田郡湯浅町大字栖原字苜萩1468番6地先から同町大字栖原字苜萩1468番6地先まで

供用開始の期日 平成25年11月1日

和歌山県告示第1332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 上初湯川皆瀬線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字愛川字北林538番1地先から同町大字愛川字北林718番6地先まで	旧	4.30 } 10.30	150.80	
同上	新	7.90 } 14.90	150.80	

和歌山県告示第1333号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 上初湯川皆瀬線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字愛川字北林538番1地先から同町大字愛川字北林718番6地先まで

供用開始の期日 平成25年11月1日

和歌山県告示第1334号

かつらぎ都市計画道路事業の事業計画については、平成25年10月16日付け国近整計管和都業第3-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

かつらぎ都市計画道路事業 3・6・9号折居笠田中佐野線

3・5・1号高田嵯峨谷線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び伊都振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1335号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3236	西牟婁郡上富田町朝来字沖之芝836番3の一部、837番の一部、837番1の一部	田辺市文里一丁目21番30号 有限会社大平 代表取締役 奥平秀尚	平成 25.10.23	6.00	39.56

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団 体 の 別	備 考
近畿税理士政治連 盟和歌山県支部連 合会	代表者	森村透	後安宏彦	平成 25.9.30	政治団体	
	会計責任者	鶴島幸夫	大西啓介			

和歌山県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
浜田まさみ後援会	角口州利	平成 25.8.31	平成 25.9.20

和歌山県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

（単位：円）

浜田まさみ後援会

報告年月日 25.09.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

浜田まさみ後援会

報告年月日 25.09.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

浜田まさみ後援会

報告年月日 25.09.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新宮をなんとかせな市民の会	福田行男	小倉大	新宮市下本町2丁目4番地の20	平成 25.9.9

はまだまさみ後援会	角口育世	角口州利	新宮市清水元2丁目3番2号	平成 25.9.20
なみまつ八重後援会	並松八重	並松幹人	紀の川市荒見551-5	平成 25.9.25
大谷さつき後援会	大谷さつき	大谷淳	紀の川市貴志川町神戸997-7	平成 25.9.25

和歌山県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
並松八重	紀の川市議会議員	なみまつ八重後援会	紀の川市荒見551-5	並松八重	平成 25.9.25
大谷さつき	紀の川市議会議員	大谷さつき後援会	紀の川市貴志川町神戸997-7	大谷さつき	平成 25.9.25

和歌山県選挙管理委員会告示第104号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙(和歌山県選挙区)における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年11月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙(和歌山県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 34,621,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	久保 美也子	所属党派	幸福実現党	期間 9月8日から 9月8日まで	第5回分
出納責任者氏名	久保 美也子				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費		円
		円	家屋費		円
		円	選挙事務所費		円
		円	集会会場費		円
			通信費		3,488円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		円
			文具費		円
			食糧費		円
その他の寄附	件	円	宿泊費		円
その他の収入		円	雑費		円
今回計		円	今回計		3,488円

前回計 7,210,000 円
 総計 7,210,000 円

前回計 2,401,733 円
 総計 2,405,221 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日

平成25年9月11日

第5回報告分

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成25年10月23日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成25年11月7日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山生協病院、おおみや診療所、中之島診療所、生協芦原診療所、生協こども診療所、生協病院附属診療所、河西診療所、訪問看護ステーション・レインボー、在宅介護支援センター和歌山生協病院、訪問看護ステーション・生協みなみ、海南・海草総合介護支援センター「げんき」、日赤和歌山医療センター、和歌山労災病院、松寿苑、和歌山県民総合健診センター、田辺赤十字血液センター、済生会有田病院及びライフケア有田の和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重柁満紀子から平成25年10月23日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成25年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成25年11月7日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成25年10月2日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月1日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 岸 本 健
 和歌山県監査委員 森 礼 子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
那賀振興局	平成25年10月2日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
農業試験場	〃
果樹試験場かき・もも研究所	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

(ア) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があったので、厳正な支出審査を行われたい。

(イ) 同一の旅行に係る旅行命令簿の決裁が二重に行われたために旅費の二重支払が行われていた。当該誤りが判明した後に過支給分は戻入されているが、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。

(ウ) 消耗品費（自動車オイル）の納品書に受付印及び個人印が押印されていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(エ) 岩出市指定可燃ゴミ袋の購入に係る支出負担行為において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。

(オ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、旅行命令簿で勤務時間外の用務を命じているにもかかわらず、超過勤務命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(カ) 「貴志川線・和歌山線の利用促進を図るサイクリングガイド養成のための基礎資料作成業務」に係る委託先選定のための企画提案審査会において、出席できなくなった審査委員の代理の者が審査を行っていたので、適正に処理されたい。

イ 那賀振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約393万円となっており、前年度末に比し約224万円増加しているため、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、粘り強い償還指導の成果により前年度末に比し約38万円減少し、平成24年度末で約485万円となっている。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成24年度末で約64万円となっており、前年度

末に比し約8万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(エ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成24年度末で約30万円となっており、前年度からほとんど回収が進んでいない。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(オ) 自動車使用台帳の記載によると、勤務時間終了後に公用車を利用して管内の会議に出席しているが、外出承認がなされず、超過勤務命令も行われていない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 旅行命令をすべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。

ウ 那賀振興局建設部

平成25年度当初に行うべき行政財産目的外使用許可の収入調定が行われていないので適正に処理されたい。

エ 紀北県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は95.5%と前年度に比し0.5ポイント増加しており、平成24年度末の収入未済額も約3億8,217万円と、約3,154万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約81%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

オ 和歌山県立仙溪学園

郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立高等看護学院

学籍管理システムバージョンアップの賃貸借契約締結の決裁において、契約保証金を免除する旨記載していなかった。また、契約書にもその旨記載していなかったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立貴志川高等学校

(ア) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があった。当該誤払いについては判明後に支出先から戻入されているが、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

(イ) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品で、納品書が添付されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

ク 和歌山県岩出警察署

(ア) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があった。当該誤払いについては判明後に支出先から戻入されているが、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

(イ) 負担金に係る随時の資金前渡について、精算がなされていない事例があったので適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。